

物件名...旧商工会館敷地(建物付)

土地の所在		地目
羽生市東7丁目1番1、9、18		宅地
総面積	最低売却価格	
4,443.89㎡	注) 45,400,000円	

注)この物件には使用不能な建物があるため、土地価格から建物・工作物の解体・処分などに係る費用を控除した額です。

市有地を公売します
 入札日時 10月29日(木)
 午前10時

10月1日からの国民健康保険被保険者証は、9月末までに世帯全員分をまとめて世帯主に簡易書留で郵送します。
 なお、10月になっても、新しい被保険者証が届かない場合は、保健

国保の被保険者証は簡易書留郵便で送付します

10月19日(月)から23日(金) 午前9時から午後5時
入札参加受付期間
 入札参加受付場所
 市役所2階財政課
その他 財政課にある応募要領もしくは、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ 財政課(内線373)

公売方法 一般競争入札
入札参加受付期間 10月19日(月)から23日(金) 午前9時から午後5時
入札参加受付場所 市役所2階財政課
その他 財政課にある応募要領もしくは、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ 保健医療課(内線171)

10月9日(金) 午前9時30分～正午
場 所 北埼玉支部事務所
 (羽生市中岩瀬大陸食道北側)
相談内容
 土地建物の売買、賃貸借をはじめ不動産全般について
問い合わせ
 (社)埼玉県宅建協会北埼玉支部事務所
 ☎(562)5900

不動産無料相談をご利用ください

医療課へお問い合わせください。
 また、従来の被保険者証は、10月1日以降使用できませんので、保健医療課に10月末までにお返しください。
問い合わせ 保健医療課(内線171)

住宅手当を支給します

経済危機に伴い、雇用失業情勢に対応すべく住宅を喪失し離職された方などの中で、就労能力および就労意欲のある方に対して、10月1日より住宅手当を支給します。

- ▷ **支給対象者** 申請時に次の ~ のすべてに該当する方
 - 2年以内に離職した方
 - 離職前に自らの労働により賃金を得て、主として生計を維持していた方
 - 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行う方
 - 住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方
 - 原則として収入のない方、預貯金がない方
 - 国の住居喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業など) 地方自治体などが実施する類似の貸付または給付などを受けていない方
- ▷ **支給額** 毎月、世帯人員数および地域に応じて厚生労働大臣が定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額を上限とし、支給対象者が賃借する住宅の賃料を支給
- ▷ **支給期間** 最長6カ月
- ▷ **提出書類**
 - 本人確認書類(運転免許証、住民票など)
 - 離職関係書類
 - 収入関係書類
 - 預貯金関係書類など
- ▷ **相談窓口** 社会福祉課(内線154)



秋の「わくわく公園まつり」にお出かけを

キャッセ羽生、さいたま水族館、ハイズガーデンでは、それぞれの特色を生かした合同イベントを開催します。楽しい催しがいっぱいです。

- ▷ **日時** 10月11日(日)・12日(祝) 午前9時30分～午後3時30分
- ▷ **場所** キャッセ羽生、さいたま水族館、ハイズガーデン
- ▷ **内容**

キャッセ羽生
 サツマイモ掘り体験、バルーン搭乗体験、地ビールまつり、羽生産「彩のかがやき」新米試食販売、フリーマーケット、フラダンスショー、羽生太鼓ほか
 さいたま水族館
 25mの金魚すくい、エアダーツ、フィッシュペイント、ミニSL、カヌー体験、変わり種自転車、ふれあい動物園(11日)、くるみ座人形劇(12日)ほか
 ハイズガーデン
 季節の花苗大集合(鉢花・花苗・グリーンプランツを大量に取り揃えてお待ちしています。)
 合同イベントとして、ワンデイ・スタンプラリー(花苗をプレゼント)も実施します。



▷ **問い合わせ** キャッセ羽生 ☎(565)5255 さいたま水族館 ☎(565)1010

老齢福祉年金のお知らせ 年齢が93歳以上 (大正5年4月1日以前生まれ)のみなさまへ

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した当時(昭和36年4月)すでに高齢であったために、老齢年金の受給資格期間を満たすことができない方に対して支給される年金です。

支給されるのは、次の または に該当する方です。
 生年月日が明治44年4月1日以前の方
 生年月日が明治44年4月2日から大正5年4月1日までで、保険料納付済期間が1年未満で、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が生年月日に応じて下表の期間を超えている方

生 年 月 日	期 間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日～大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日～大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日～大正5年4月1日	7年

本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得により、年金の支給が全部または一部停止されます。

- ▷ **請求窓口** 羽生市保健医療課(内線174)
- ▷ **問い合わせ** 埼玉社会保険事務局運営課 ☎048(823)3300

第3号被保険者と重複する厚生年金等の加入期間の取り扱い変更について

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する会社などに勤めていた期間(厚生年金などの加入期間)が新たに判明した場合、退職後の第3号被保険者期間が引き続き年金額へ反映する期間(保険料納付済期間)として取り扱われ、過去の年金額が減額されなくなりました。

すでに年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。ただし、社会保険事務所に申出書などを提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

- ▷ **申し出・問い合わせ先** 熊谷社会保険事務所 ☎(522)5158